並木北コミュニティハウスの施設利用(令和4年3月23日以降)について

いつもご利用いただきまして、ありがとうございます。

この度、まん延防止等重点措置の発令に伴い、横浜市教育委員会(学校)の了解のもと、3月23日(水)より利用内容が変更となります。利用にあたっての制限等は下記のとおりですので、ご理解をお願いいたします。(赤字下線が今回変更となる箇所)

「学校施設活用型コミュニティハウス」は、他の市民利用施設とは異なり、学校教育活動を優先したうえで施設利用が可能となっております。生徒が安心して登校でき、かつ、当コミュニティハウスが安全に運営できるよう、引き続きご協力をお願いいたします。(今後、さらに制限内容に変更が生じた場合は、改めてお知らせいたします)

● 全般

- 1. 開館時間は21時までとします。(なお、火曜・日曜日は17時まで、金曜日は休館です)
- 2. 来館前の検温により、発熱、味覚・嗅覚の異常や倦怠感等明らかな体調不良がある場合は、 利用を控えてください。(なお、当面の間、施設入場時に入口にて検温を実施します。)
- 3. 校内へ入る前からのマスク着用、手指の消毒及び健康管理を徹底してください。
- 4. 学校への出入りは正門のみとし、校庭では、児童と接触しないよう、関係のない学校の敷地へ立ち入らないでください。なお、今までどおり校内への車の乗り入れは禁止です。
- 5. 神奈川県が実施している「LINE コロナお知らせシステム」への登録にご協力ください(コミュニティハウス入り口にて登録可能です)。

● 個人利用·市民図書利用

- 1. 個人利用・市民図書利用は、下記の利用ができます。
 - ・ミーティングサロンでの打ち合わせ、雑誌等の閲覧。
 - ・市民図書の借受け、図書室内テーブルでの図書の閲覧。
 - ・印刷機・複写機の利用。
 - ※ 利用にあたっては、利用者同士の間隔を1m以上あけるとともに、「個人利用票」に氏名・連絡先等を記入していただきます。(図書貸出券をお持ちの方は番号を記載。また、必要に応じて、保健所等の公的機関より名簿の提供が求められることがあります。)
- 2.「空室での学習」は、個人利用票に記載することにより利用できます。

● 団体利用(研修室・和室等の利用)

- 1. 利用代表者及び連絡者は、当日のメンバーの状況(名前、緊急連絡先、体調等)を把握し、 名簿を作成してください。(保健所等のより名簿の提供が求められることがあります。)
- 2. 定員は、人と人との間隔が 1 m取れる範囲を基本とします。 ※中研修室 20 名、小研修室 12 名(一括利用 32 名、机使用は 1 机に 1 名)、和室: 10 名
- 3. 謡、朗読会、詩吟など大声を発する活動、吹奏楽器演奏の活動を可とします。但し演奏中マスクを外す時は、他者との距離を2メートル以上保つこと。
- 4. 囲碁、将棋の活動は、碁石等は持参し、マスク着用の上間隔を十分に保つことで可とします。
- 5. 使用中の頻繁な換気(扇風機の使用等)及び使用後の消毒を行っていただきます。
- 6. 施設内での飲食及び飲食を伴う活動(茶道等)は可とします。ただし、飲食をする際は、全員が同じ方向を向き、静かに食べ、終わり次第マスクを着用します。

● その他

- 1. 自主事業を行う場合は、教育委員会の指示に基づく対策をしたうえで実施します。
- 2. 感染者が発生した場合 感染者が活動した施設の使用を中止します。(感染した場合は、コミュニティハウスにご連絡ください)